

鳥飼事業所

JS労の要求実現! 成果を確認!

労働条件及び職場改善要求で団体交渉開催!

一方的な休日出勤の指定は法律違反であり、就業規則の曲解である。

①休日勤務を命ずる根拠を明らかにすること。

【会社回答】就業規則第35条2項に則り適切に対応している。

【組合主張】鳥飼事業所が労基署に提出した届出は「列車運転に伴う臨時の各種整備」と書かれている。実際は慢性的な人員不足が発生しており臨時とは偽りと言わざるを得ない。

②休日勤務指定は、勤務発表前に本人に通知し、同意を得ること。

【会社回答】就業規則第35条2項に則り適切に対応している。

【組合主張】年休発給するために休日勤務を命じたことはないのか。

【会社回答】無いと聞いている。

【組合主張】年休の代わりに休日出勤を命じられた社員がいる。労基法違反である。

③連続作業は3本までにすること。

【会社回答】できる限り操配に努める。【要求実現】

④グリー車用の掃除機をサイクロン式に変更し、掃除を簡易にすること。

【会社回答】調査する。

⑤熱中症対策にスポットクーラーをデッキの各ユニットに設置すること。

【会社回答】暑さ対策は考えている。今後、適宜対応を考えている。【要求実現】

⑥自販機料金の値下げを行うこと。

【会社回答】JRの契約で権限外事項である。

【組合主張】社員から飲料代を搾取してどうするのか。

⑦番線移動を極力少なくするため、番線割を工夫すること。

【会社回答】現在も番線移動が少なくなるように努めている。【要求実現】

今後も、職場の問題点改善のため取り組んでいきます!